

省エネ届出義務・適合判定

○平成 29 年 4 月 1 日に適合義務や届出等の規制的措置が施行されたことにより従来の省エネ法による届出から図面への記載内容や届出の流れが変わりました。

適合判定対象建物については建築基準法に基づく建築確認及び完了検査の対象となり、基準への適合が義務化され、適合してることが認められない場合は確認済証の交付がされない、または建物使用許可がおりないので注意が必要です。

※適合判定通知書の交付が受けられるまでに最短で 14 日間、提出内容に疑義がある場合、その期間が 28 日の範囲内で延長されます。

※現行省エネ法に基づく修繕・模様替え、設備の設置・改修の届出、定期報告制度については、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止。

●非住宅の建築物の適合義務又は届出義務と計算法（弊社対応）について

- ・ 300 m²以上 2,000 m²未満：届出義務
- ・ 2,000 m²以上：適合義務
- ・ 増改築の面積 300 m²以上：届出義務
- ・ 増改築後の非住宅部分の面積 2,000 m²以上かつ増改築面積が増改築後全体面積の 1/2 超：適合義務

※適合義務もしくは届出の対象となる建築物の増改築を行う場合、増改築に係る部分以外の既存部分も含めた建築物全体での計算結果を算出します。

■新築・増築改築等 /

建築：PAL*(モデル建物法又は標準入力法)

設備：一次エネルギー消費量（モデル建物法又は標準入力法）

※5,000 m²以上の非住宅建築物も簡易評価（モデル建物法）の適用が可能になりました。

通常評価方法（標準入力法）・簡易評価方法（モデル建物法）どちらも国立研究開発法人 建築研究所ホームページより公表されている「計算支援プログラム」を使用します。

簡易評価結果は「通常の計算法」より安全側（不利側）での評価となりますので、基本的には簡易評価で対応させていただきますが、ご希望の場合は通常評価でも対応させていただきますのでお問い合わせください。

適合判定の注意事項

- (1) 提出書類に設計者の押印が必要
- (2) 断熱範囲図・ブラインド位置図が必要
- (3) 消費電力や風量等、計算書への入力数値は図面への記載が必要
- (4) 設備機器などの試験方法となる JIS 規格番号の記載が必要

上記が審査機関より求められることが増えてきましたので、ご記載下さい

●住宅の建築物の届出義務と計算法（弊社対応）について

・300 m²以上の戸建て住宅・共同住宅・寄宿舎などの新築・増改築建築物

※提出は、従来通り着工日の21日前までとなります。

・外皮性能（外皮の平均熱貫流率・冷房期の平均日射熱取得率）

・建物全体の一次エネルギー消費量（共用部一次エネルギー消費量 + 住戸一次エネルギー消費量）

弊社では、住宅計算の住戸計算外皮計算書の書式はご依頼いただきました建物に合わせて書式を変更しております。ご要望によりましては、計算書式を変更することもできますので、ご相談ください。等級4取得のための検討もすることが可能ですが、お時間をいただく場合がございます。ご希望の場合は、お早めにお問い合わせください